

貸借対照表

(2015年3月31日 現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,486,627,829	流動負債	3,745,688,528
現金及び預金	3,237,395	買掛金	1,584,955,218
売掛金	2,059,435,774	短期借入金	594,104,737
貯蔵品	1,170,659	リース債務	56,067,486
前払費用	61,933,157	未払金	1,230,283,921
繰延税金資産	81,570,783	未払費用	209,871,054
前払金	45,905,928	未払法人税等	15,726,500
未収入金	232,868,324	預り金	54,679,612
その他の流動資産	505,809		
固定資産	1,448,302,085	固定負債	837,953,479
有形固定資産	865,431,020	リース債務	79,617,577
建物	567,820,000	退職給付引当金	671,340,631
工具、器具及び備品	202,844,507	役員退職慰労引当金	1,511,111
リース資産	94,766,513	資産除去債務	75,069,358
無形固定資産	18,336,921	その他の固定負債	10,414,802
ソフトウェア	4,027,582		
その他の無形固定資産	14,309,339	負債合計	4,583,642,007
投資その他の資産	564,534,144	(純資産の部)	
繰延税金資産	214,168,958	株主資本	△648,712,093
敷金及び保証金	317,689,408	資本金	100,000,000
長期前払費用	10,446,176	資本剰余金	457,060,798
その他の投資及びその他の資産	22,229,602	資本準備金	300,000,000
		その他資本剰余金	157,060,798
		利益剰余金	△1,205,772,891
		その他利益剰余金	△1,205,772,891
		繰越利益剰余金	△1,205,772,891
		純資産合計	△648,712,093
資産合計	3,934,929,914	負債・純資産合計	3,934,929,914

個別注記表

2014年4月1日から
2015年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産については定率法(ただし、建物は定額法)によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産については定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点に実質残存価額となる定率法(ただし建物は定額法)によっております。なお、実質残存価額が零の場合(ただし建物を除く)については、リース期間終了時点に残存価額10%となる定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法によっております。

無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。

(追加情報)

当事業年度より自社採用社員の退職一時金にかかる退職給付債務の金額を簡便法から原則法に変更しております。なおこの変更により、当事業年度の退職給付費用が67,351千円増加しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 退職給付に関する会計基準等の一部適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の算定方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式数

普通株式	8,000 株
------	---------